

国内募集型企画旅行条件説明書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

①この旅行は、株式会社アブロード<宮崎事務所 宮崎県宮崎市中村東3-4-4 6カネボウ宮崎ビル5階 宮崎県知事登録旅行業第2-162号>（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

②、当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。

③旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

①当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。「申込金」は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し「申込金」を受領したときに成立するものといたします。

②当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けことがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、「申込金」の支払いをしていただけます。この期間内に「申込金」の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。

③旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第22項③の定めにより契約が成立します。

④当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

⑤契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

⑥当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑦当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

⑧お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お待ちいただける期限を確認したうえで、お客様の予約待ちを登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合でも当社らは申込書の提出及び「申込金」と同額を預かり金として申し受けます。ただし、予約待ちの登録は予約完

了を保証するものではありません。「当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様より予約待ち登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該預かり金を全額払い戻します。この場合、予約待ち登録契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預かり金を「申込金」として取り扱います。

3. お申し込み条件

①お申し込み時点で20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

②特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

③お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

④慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

⑤お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担になります。

⑥お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、別途条件でお受けする場合があります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無・予定日時等について、必ず当社もしくは添乗員にご連絡ください。

⑦お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑧その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。ただし、既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

②本項①の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金とお支払い方法

①旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」及び「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

②旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただけます。また、当社とお客様が第22項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や「取消料」「違約料」「追加代金」及び第11項記載の「交替手数料」をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 旅行代金に含まれるもの

a. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税 b. 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付 c. その他、旅行代金に含まれる旨表示したものを

※上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

第6項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を次に例示いたします。

a. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について） b. 空港施設使用料。（旅行代金として明示した場合を除きます。） c. クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料 d. ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金 e. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ） f. ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費 g. 傷害・疾病に関する医療費・保険料等

8. 追加代金

「追加代金」は次の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

a. ホテル又は都屋タイプのグレードアップのための追加代金 b. 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金 c. ホテルの宿泊延長のための追加代金 d. 航空座席等のクラス変更に要する運賃差額 e. その他追加代金として明示したものを

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には、旅行代金を変更します。

①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

④第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

12. 取消料

①旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には「取消料」を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する「差額代金」をそれぞれいただきます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お申込み営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

1) 貸切船舶を利用する以外の募集型企画旅行契約

旅行契約の解除期日	取消料
a. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%以内
b. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%以内
c. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%以内
d. 旅行開始当日	旅行代金の50%以内
e. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

②当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づきお取り消しの場合も所定の「取消料」をお支払いいただきます。

③旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、「取消料」と同額の「違約料」をいただきます。

④お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更つい

ては、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の「取消料」をいただきます。

13. 旅行開始前の解除

①お客様の解除権

1) お客様は規定の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出はお申し込み営業所の営業日・営業時間内にお受けします。メール、FAX等による営業時間外のお申し出につきましては、翌営業日にお受けしたものとさせていただきます。

2) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

b. 第10項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第4項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

3) 当社は、本項①の1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項①の2)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しをいたします。

②当社の解除権

1) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項①の1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

c. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

d. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

e. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

f. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

g. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

h. お客様の人数が記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。

i. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

j. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

3) 当社は本項②の1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項②の2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しをいたします。

14. 旅行開始後の解除

①お客様の解除権

1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

3) 本項①の2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社の解除権

1) 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

c. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

d. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

e. お客様が旅行を安全かつ円滑にするための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

2) 解除の効果及び払い戻し

本項②の1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払

うべき取消料・違約料その他の各目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

3) 本項②の1)のa、fにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

4) 当社が本項②の1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻し

①当社は、「第10項の②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第13項から第14項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

②本項①の規定は、第17項(当社の責任)又は第19項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込営業所に払戻しをお申し出ください。

④クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

16. 添乗員

①添乗員の同行の有無は、契約書面に明示します。添乗員が同行有の旅行の場合、添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

②添乗員が同行しない旅行の場合、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、お申込み當

業所に連絡お願いいたします。尚、お申込み営業所が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合

は、ご自分で、残りのご利用予定サービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理

をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の

返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

③添乗員が同行しない旅行において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

17. 当社の責任

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則と

して本項①の責任を負いません。

1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

3) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

4) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

5) 自由行動中の事故 6) 食中毒 7) 盗難

8) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

③手荷物について生じた本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

18. 特別補償

①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては旅行業約款「特別補償規程」(以下「特別補償規程」といいます。)により、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。

死亡補償金(1500万円)・入院見舞金(入院日数により2万円~20万円)及び通院見舞金(通院日数により1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

②本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日(以下「無手配日」)については、その旨旅行日程表又は契約書面に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払視用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

⑤お客様または死亡補償金を受け取るべき方が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明または、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力との関与または利用していることが判明した場合、補償金等を支払わないことがあります。

⑥当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

19. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

⑤クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

20 オプションルーツア

①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行の第18項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

②当社以外の者が企画・運営するオプションルーツアに参加された場合にお客様に発生した第18項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(ただし、当該オプションルーツアのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨旅行日程表または契約書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

21. 旅程保証

①当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次表の1)・2)・3)で規定する変更を除きます。)は、第5項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項①の規定に基づく責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令 e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

2) 第13項及び第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

3) 旅行日程表又は契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

②本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第5項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

③当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	2.5	5.0
7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		
9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、「契約書面」の記載内容と「確定書面」の記載内容との間又は「確定書面」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 3)又は4)の変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 4)の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 4)又は7)若しくは8)の変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 9)の変更については、1)から8)までの率を適用せず、9)の率のみを適用します。

22. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)

①本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

②申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。

③通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

④当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「旅行代金」又は「取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

⑤契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

⑥与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は12項①の「取消料」と同額の「違約料」を申し受けます。

23. 個人情報の取扱い

①当社らは、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。

②当社らは、本項①により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレット等に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは次の目的でお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- 1) 当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- 2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- 3) アンケートのお願い
- 4) 特典サービスの提供
- 5) 統計資料の作成

③当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項①により取得した

個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

④当社は、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、住所及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。

⑤お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申し出窓口につきましては、当社ホームページ(<http://www.sportsentry.ne.jp/personal>)をご参照ください。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、当社ホームページに明示した日となります。

25. その他

①お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

②お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

③お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、当社は責任を負いません。お買物に際しましては、お客様のご責任でご購入ください。

④お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

⑤当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

⑥当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第17項①及び第21項①の責任を負いません。

⑦旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

⑧この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

この旅行条件書は2014年7月の基準に基づきます。

(更新日:2015年3月1日)